

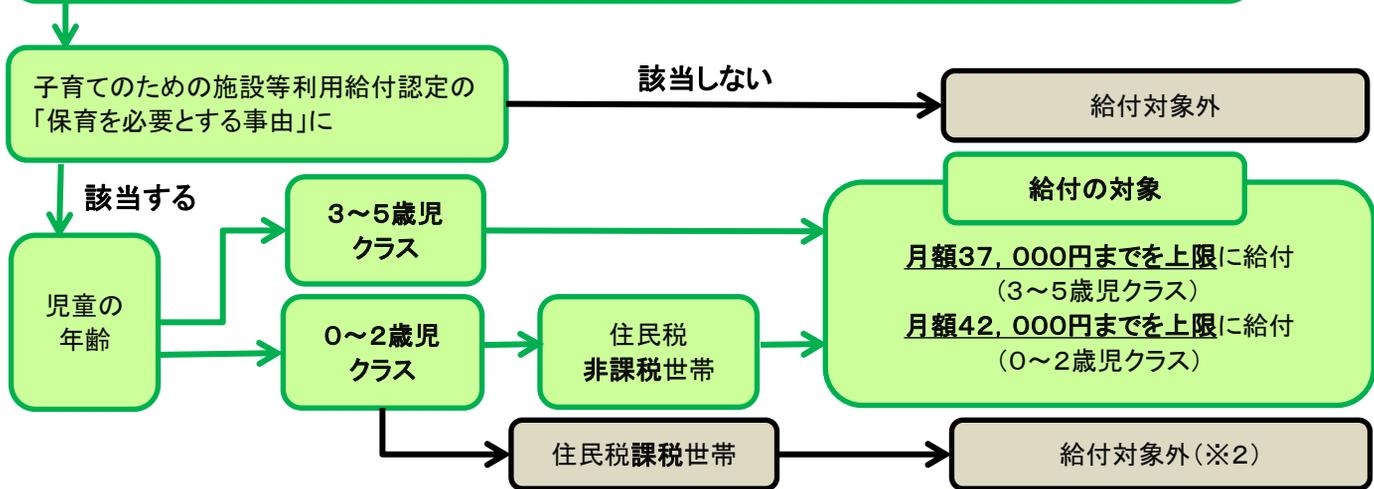
# 認可外保育施設等

を利用する児童に対し

# 利用料の一部を給付します

## ～対象者及び上限額～

認可外保育施設等(認可外保育施設(東京都認証保育所および企業主導型保育事業を除く。)、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、居宅訪問型保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみの利用は除く。))※1の利用者であること



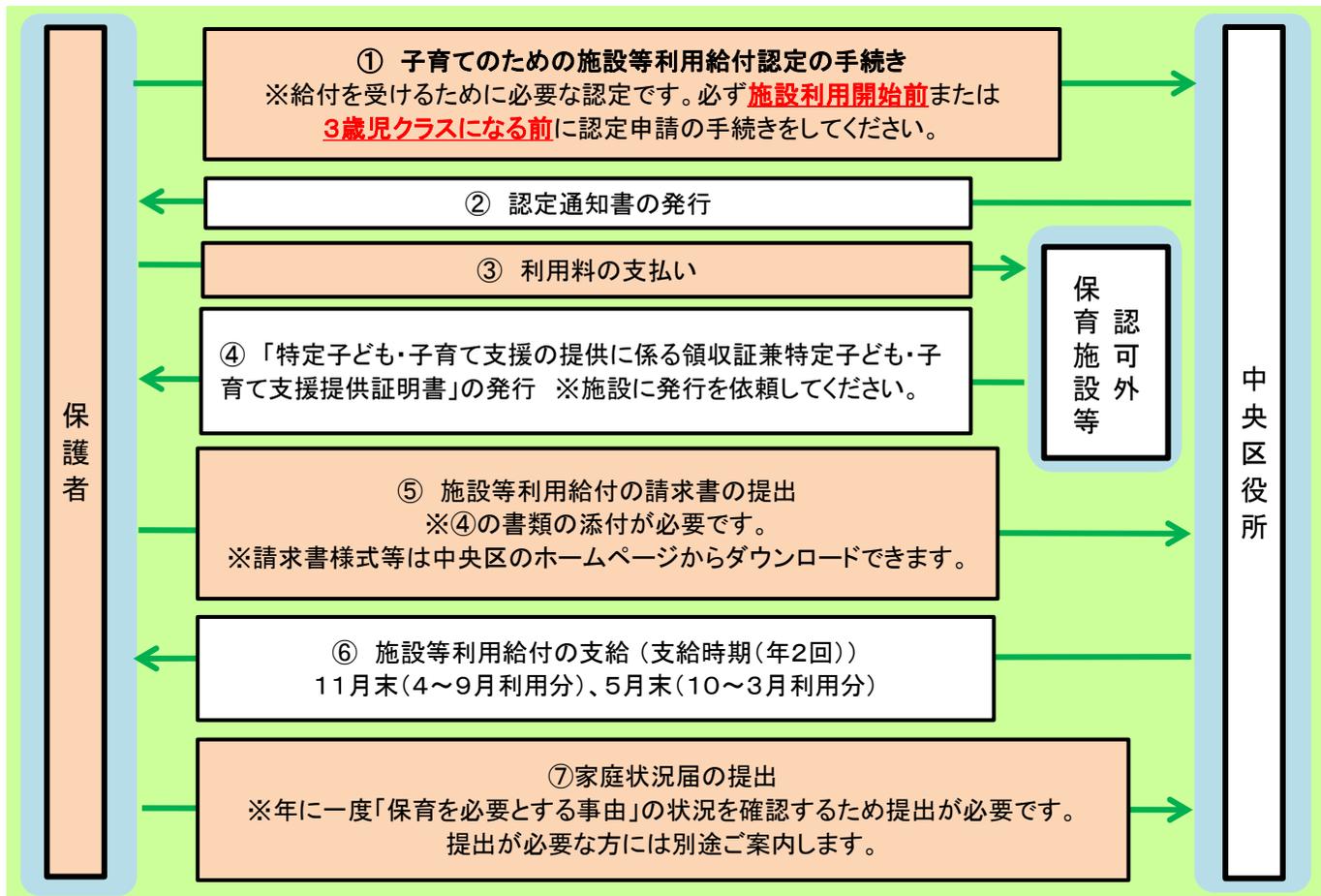
### ※1 <給付対象となる認可外保育施設等>

- 令和6年9月30日まで: 区市町村の「確認」を受けた施設
- 令和6年10月1日以降: 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており、かつ区市町村の「確認」を受けた施設

給付対象施設については、施設・事業の所在する自治体のホームページなどでご確認ください。

※2 0～2歳児クラスに在籍する住民税課税世帯の第2子以降の子どもについては、別の補助金の制度(認可外保育施設保育料補助金)があります。詳細は、ホームページに掲載していますのでご確認ください。

## ～認定申請から給付までの手続きの流れ～



詳細は、中央区のホームページに掲載しています。



### 【認定に関する問い合わせ先】

中央区役所 福祉保健部 保育課 保育入園係  
TEL : 03-3546-5227・5387・9587

### 【給付(請求)に関する問い合わせ先】

中央区役所 福祉保健部 保育課 保育給付係  
TEL : 03-3546-5422